資料１

委員長及び副委員長の選任について

令和元年５月２３日

１　広島市文化財審議会（以下「審議会」という。）の委員長及び副委員長の任期の始期は各年度４月１日とし、終期は当該年度末の３月３１日までの１年とする。

２　審議会規則により、委員長及び副委員長は、委員の互選としているが、原則として、委員長は前年度の副委員長を、副委員長には名簿で委員長の次の委員を選任する。ただし、名簿順により、当該年度に新任の委員が該当する場合は、その委員は免除することとし、委員名簿が次の委員を選任する。

３　各年度末において事務局は、２に基づき次年度の委員長及び副委員長への選任が予定される委員に対し連絡し、事前に就任の内諾を得る。

４　各年度最初の審議会は事務局が開催を通知し、前委員長を仮議長に指名した上で、委員長及び副委員長の選任を行う。なお、前委員長が不在の場合は、選任されるまでの間、事務局が議事を進行する。

【参考】

広島市文化財審議会規則（昭和４３年４月１日施行）（抜粋）

第２条　審議会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は委員の互選とし、その任期は１年とする。ただし、再選をさまたげない。

３　委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第３条　審議会の会議は、必要の都度委員長が招集し、議長となる。

広島市文化財審議会委員名簿

（敬称略）

区　分	細　分	専門分野	氏　　名	職　業　等
有形文化財	建 造 物	建　築　史 修復建築学	三浦（みうら）　正幸（まさゆき）	広島大学名誉教授
	書　　跡	日 本 史 古文書学	本多（ほんだ）　博之（ひろゆき）	広島大学大学院教授
	美術工芸	仏教美術史	髙間（たかま）　由香里（ゆかり）	大阪教育大学准教授
		日本美術史	原田（はらだ）　佳子（よしこ）	広島女学院大学 名誉教授
無　形　文　化　財		民 俗 学 音　　楽	片桐（かたぎり）　功（いさお）	エリザベト音楽大学 名誉教授
記念物	史　　跡 (中世以前)	日 本 史 (中世以前)	渡邊（わたなべ）　誠（まこと）	広島大学大学院准教授
	史　　跡 (近世以降)	日 本 史 (近世以降)	棚橋（たなはし）　久美子（くみこ）	広島国際学院大学 学術研究員
	名　　勝 天然記念物	地 質 学	山崎（やまさき）　博史（ひろふみ）	広島大学名誉教授
		植 物 学 環境自然学	久我（くが）　ゆかり	広島大学大学院教授
埋　蔵　文　化　財		日本考古学	野島（のじま）　永（ひさし）	広島大学大学院教授